

# 江津市ふるさとづくり寄付返礼品提供事業者募集要項

## 1. 目的

本市のシティプロモーション事業の一環である、江津市ふるさとづくり寄付金の推進と市内産業の活性化に寄与することを目的に、寄付者に対し、地元特産品等のお礼の品（以下、「返礼品」という。）を進呈することで、本市の魅力を広く発信することとし、返礼品および返礼品の提供を希望する事業者（以下、「提供事業者」という。）を募集する。

本要項は、提供事業者の申込について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 提供事業者の要件

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、農地等の事務・生産拠点又は役務の提供場所のいずれかを市内に有する法人又は個人事業者であり、市内で1年以上引き続き事業を営む者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - ⑤ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 次の各号に対応できること。
  - ① 国税又は地方税の滞納がないこと。
  - ② 個人情報の取り扱いを厳重に行い、かつ返礼品に対する問い合わせ等に的確に対応できること。ただし、市が提供事業者として適当でない、又は返礼品として適当でないと認めた場合は、返礼品の提供ができない場合がある。

## 3. 募集内容

提供事業者は、以下の内容に沿った返礼品の提案を行うこと。

- (1) 提案可能な返礼品は、以下の①から⑥のそれぞれを満たすもの。
  - ① 次のAからEのいずれかに該当するものとする。
    - A) 江津市内で生産された農産物・畜産物・海産物
    - B) 江津市内で生産又は加工された食料品・飲料
    - C) 江津市内で生産された原材料を主たる材料とする食料品・飲料

- D) 江津市内で製造された日用品・工芸品・民芸品
- E) A から D の複数を組み合わせたもの
- F) その他江津市の魅力を伝えるオリジナル製品  
(例：江津市をPRするためのグッズ等で、江津市ふるさとづくり寄付金返礼品としてのみ取扱う製品など) ※1
- G) 江津市内において提供されるサービスであって次のイ)からハ)に掲げる種類に属する役務であること ※2
  - イ) 宿泊（江津市内施設における宿泊）
  - ロ) 観光（江津市内スポットへの観光・飲食）
  - ハ) 体験（江津市内で行われる体験プラン）
- H) 江津市内で実施される代行サービス
- I) 島根県内の共通返礼品として認定されている『しまね和牛』に関するもの

#### 《留意事項》

※1 一般に流通している製品は不可とし、江津市との関連性についての説明資料を必ず提出すること。

※2 以下の点を必ず遵守すること。

- ・ 本項目に関して提案をする場合は、事前に株式会社中国四国博報堂へ相談を行うこと。
  - ・ 江津市外で利用不可となる措置を講じ、その説明資料を提出すること。
  - ・ サービスが提供できなかった場合に提供する同額程度の代替品やサービスを併せて提案すること。
  - ・ チケット等の発券については、換金防止策についての説明資料を提出すること。
- ② 酒類、生鮮食品等、提供にあたり許認可を要するものにあっては、提供事業者の責任において、その許認可を得ていること。
  - ③ 食品・飲料等にあっては、原則として発送から7日以上の消費期限を保証するものであること。
  - ④ 安定的な供給と品質の管理が可能であること。
  - ⑤ 市場価格を踏まえた適正な額が提案されている品であること。
  - ⑥ 牛肉については、個体識別番号の表示について適切に対応すること。

#### (2) 返礼品の価格設定について

提案の際には、返礼品の市場価格を考慮したうえで金額を設定すること。提案する価格は、返礼品+梱包代金の合計（税込）とし、寄付額の30%未満で設定することとする。また、配送方法についても記載すること。ただし、寄付金額については、市において市場価格を調査し、最終決定することとし、異議は受け付けない。

#### (3) 費用負担について

- ① 伝票を自社で発行する事業者については、発送状況の確認を行うため、請求書とあわせて送り状の控えのコピー等を事務局へ提出すること。
- ② 寄付者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配達を行なった場合に係る費用は、提供事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

#### (4) 返礼品の提案にかかる注意点

- ① ふるさと納税制度の趣旨をふまえ、次に掲げる制度の趣旨に反するような返礼品の提案は控えること。
  - A) 換金性の高い商品券、食事券、プリペイドカード等
  - B) 返礼品の内容説明に、商品価格や、寄付に対する対価であるとの誤解を招く表現を盛り込んだ提案
  - C) 総務省ふるさと納税地場産品基準に反するもの
- ② 著作権・肖像権等の各種権利の侵害を行わないもの
- ③ 食品については、食品表示法等の関係法令の遵守を徹底すること。
- ④ 江津市外から発送等を行う場合には、生産者等関係事業者全てが募集要項を理解し遵守する旨の誓約書を提出すること。
- ⑤ 江津市及び業務委託会社の調査・確認に応じる義務及び地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- ⑥ 契約不履行時には違約金及び損害賠償が生じる事を承諾すること。
- ⑦ 江津市が行う説明会等には積極的に参加すること。
- ⑧ 不明点等ある場合には事前に問い合わせを行うこと。
- ⑨ 当募集要項が変更になった場合には変更後の内容に同意及び対応すると共に遵守すること。
- ⑩ 納税ポータルサイトへの掲載スケジュールや掲載順などのサイトの運営に関しては江津市に一任すること。

#### 4. 返礼品取扱の中止等について

以下の場合、ポータルサイト等への掲載を中止又は、返礼品の取扱を中止することとする。

- (1) 提供事業者が江津市に掲載中止又は、返礼品としての取扱の中止を申し出たとき。
- (2) 提供事業者が本要項中、2. 提供事業者の要件の各項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定める、ふるさと納税制度の内容や取扱、解釈の変更等により返礼品と相応しくないと判断したとき。または総務省からの疑義照会が行われたとき。
- (4) 返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (5) 他社が生産する物品、役務を取り扱う場合に、江津市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他社の同意が得られなくなったとき。
- (6) 提案内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (7) 提案内容に虚偽があったとき、又は意図的に事実を隠したとき。
- (8) 江津市又は寄付者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品の品質、役務の内容について寄付者からクレームが寄せられ提供事業者の責任が重いと江津市が判断したとき、又は同様のクレームが度重なるとき。
- (10) 提供事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと江津市が

判断したとき。

(11) その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

## 5. 応募書類の提出について

### (1) 提出内容・部数・提出先

以下に掲げる提出書類を江津市政策企画課および株式会社中国四国博報堂へ提出すること。

| 提出書類  | 提出先   | 部数  |
|---|---|-----|
| 参加申請書（様式第1号）《新規事業者のみ》<br>事業者概要（任意様式。パンフレット可）<br>市税の納税証明書<br>口座振替払申出書兼債務者登録（新規・変更）申出書                    | 江津市政策企画課<br>（ふるさと納税担当）<br><br>【提出方法】<br>持参・郵送                     | 各1部 |
| 誓約書（様式第2号）  |   |     |
| 特産品等提案書【地場産品】（様式第3号）<br>※提案書下段に記載のある添付書類を必ず添付すること。  | 株式会社<br>中国四国博報堂<br>（江津市ふるさと納税<br>業務委託事業者）<br><br>【提出方法】<br>メール・郵送 |     |
| 特産品等提案書【サービス】（様式第4号）<br>※提案書下段に記載のある添付書類を必ず添付すること。  |   |     |
| 提案品全品分の「特産品等提案書のデータ」および<br>「画像データ」<br>※メール添付またはCD-R等（事業者名を明記すること）<br>※画像が著作権・肖像権を侵害するものでないか確認のうえ提出すること。 |   |     |

## 6. 選定について

### (1) 選定方法

提案内容を江津市と事務局による合議で返礼品としての採否を決定する。

### (2) 提供事業者の失格事由

- ① 本要項 [2 公募への参加要件] の各項に定める要件を満たさないとき
- ② 返礼品案その他の提出書類について虚偽の記載又は説明があったとき
- ③ その他本事業の遂行にふさわしくない事情が認められた場合

### (3) 総務省が定める地場産品基準に合致しない場合

## 7. 選定結果通知及び返礼品協議

選定結果は、参加申請書（様式第1号）に記載の住所へ郵送する。後日、返礼品及び業務体制、その他の調整が必要な部分について協議を行い、最終的な契約内容を定めるものとする。

## 8. 個人情報の保護

提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、江津市個人情報の保護に関する条例及び関係法令を順守するものとする。寄付者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的への使用はできないこととする。ただし、返礼品送付時にパンフレットなどを同封することにより、改めて寄付者から提供事業者へ商品申込み等が行われたことにより入手された個人情報は対象外とする。

## 9. 契約

### (1) 契約締結

江津市と提供事業者との返礼品及び業務体制等の調整・協議が終了し、提出書類が揃い契約内容が確定した段階で、江津市と提供事業者との間で契約を締結する。

### (2) 契約内容

業務委託契約（返礼品納入業務に付随する業務内容を定める契約）

### (3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※ ただし、本業務を継続して行うことに支障がないと江津市が認める場合、江津市と提供事業者双方合意の上、上記の契約期間以降も契約は自動で更新されることとする。

## 10. その他留意事項

- ・ 参加申請書提出の後に、自己都合により本募集を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。
- ・ 江津市及び業務委託会社は、本公募における郵便、電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- ・ 提出された応募書類一式は返却しない。

## 11. 問い合わせ先

【公募全体に関すること】 ※いずれも個別回答とする

江津市 政策企画課政策企画係

（〒695-8501 島根県江津市江津町 1016-4）

担当：山崎

TEL：0855-52-7925

MAIL：hurusatonouzei@city.gotsu.lg.jp

【提案内容に関すること】

株式会社中国四国博報堂

（〒731-0051 広島市中区大手町 3-7-5 広島パークビル 5F）

担当：桃谷

TEL：080-8230-4653

MAIL：ami.momotani@hakuhodo.co.jp